

特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合四十三条の三第三項））

三一 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場

権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受け限ることができる旨の確認ができる場合に限る。）

(特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条规定の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができる場合に限る。)

四 特許法第四十三条第一項又は第四十三条第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁

合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができる場合に限る。)

合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を同法第四十三条第五項に規定する「電磁的方法」(以下「電磁的方法」という。)により特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けた場合に限る。)